

第2回 吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和4年8月23日（火） 13時30分～15時30分

場 所：吉田町役場 2階 町民ホール

出席者：遠藤誠作（会長）、田村戸一（副会長）、深澤哲委員、鈴木みち子委員、大村友里委員
高寺弘和委員、小原廣美委員、岩倉道代委員
（事務局）内田上下水道課長、西澤下水道業務部門統括、鈴木下水道工務部門統括
安本主査、大石主事
株式会社N J S

欠席者：－

議 事：1 開会
2 会長挨拶
3 議事
（1）第1回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項
（2）使用料対象経費の算定
（3）収支不足額の確認
（4）次回審議会の予定
4 質疑・応答など
5 閉会

配布資料：資料1：説明資料

資料2：第1回審議会議事録

会議内容：

議事（１）（開会：事務局）

事務局より、開会宣言

議事（２）（会長挨拶）

遠藤誠作会長より、審議会開会の挨拶。

会 長 : 前回に引き続き、下水道使用料について議論をしていこうと思う。今回の審議会から使用料の中身に対する審議に入る。今回は使用料の対象経費についての審議となるが、非常に重要な審議項目である。じっくりと時間をかけて審議を進めるよう努めるので、委員の皆様には審議内容へのご理解をお願いしたい。不明点があれば遠慮せずに質問して頂く事で、次回以降の審議会をスムーズに進めるための共通理解を持つ事ができ、事務局側もどこが説明不足であったのかを判断することができるため、どうかお願い申し上げます。

今回の審議会も長丁場になることが予想されるので、一度休憩を挿む予定である。その際に委員同士で不明点を確認し合う等、審議内容の整理に役立てて頂けると幸いである。使用料については住民ごとに様々な考えがあると思うが、委員の皆様も住民の代表として、遠慮せずに発言して頂きたいと思う。吉田町のためになる方向でまとめて行きたいと思うので、ご協力をお願い申し上げます。

議事（３）（議題）

議題（１）第１回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項【審議事項】

事務局 : 第１回審議会の審議内容と本日の審議内容について、「第２回 吉田町下水道料金等審議会 説明資料 令和４年８月２３日」（以下「説明資料」という。説明資料 1/29～5/29）により説明を行った。

委員より質疑は無かった。

議題（２）使用料対象経費の算定【審議事項】

事務局 : 下水道使用料対象経費の算定について、説明資料 6/29～22/29 より説明を行った。

副会長 : 説明資料 18/29 について、令和２年度以降の委託料の内、一般管理費が令和元年度までと比較して大きく増加しているのは何故か。説明資料 19/29 その他維持管理費についても、令和２年度の一般管理費が大きく増額しているが、その理由も教えて頂きたい。

事務局 : 令和２年度以降の委託料が大きく増加している理由については、令和２年度に

公共下水道事業経営戦略及び、ストックマネジメント計画策定のための委託料である。経営戦略も策定から5年程度で見直しを行う必要があることや、下水道使用料改定後も下水道事業の収益について検討を行う必要があるため、令和4年度以降もそれら経費を委託料の一般管理費として計上している。

その他維持管理費の増額については、令和2年度から会計方式を企業会計方式へ変更したためである。企業会計方式への移行に伴い、会計に計上する項目が大きく増加したため、令和2年度以降のその他維持管理費についても増額となっている。

委員 : 委託料に関連して、委託業者と委託料はどのように決定しているのか。

事務局 : 委託業者の選定方法は2種類あり、入札若しくは随意契約（地方公共団体が実績・経験のある業者を直接指名し、契約すること）によって決定される。管きょ・マンホールの点検、下水道管路情報管理システムの保守、吉田浄化センターの維持管理等については経験を要するものであるため、長期の随意契約を行っている。委託料の一般管理費にあたる下水道整備計画の策定・見直し等の業務については、入札によって委託業者と委託料を決定している。

委員 : 計画策定業務委託については、入札により業者を決定している事が判った。維持管理・点検についても、吉田町の事業規模から同じ業者となってしまうかもしれないが、効率的な方法で委託料を考えて頂きたい。

委員 : 副会長からの説明資料 19/29 その他維持管理費への質問について、企業会計方式への移行によって、計上額が増加したとの回答があった。この増額分は資料 1 P11 の表に記載されている「その他経費」であると認識しているが、企業会計方式への移行によって、具体的にどの項目を新たに計上するようになったのか。その内容を教えて頂きたい。

事務局 : 令和2年度の企業会計方式への移行に伴い計上している経費として、下水道使用料の未収分に備えた貸倒引当金等が該当する。

委員 : 貸倒引当金という事は、住民の皆様が滞納せず下水道使用料を払うのであれば、いずれ収入として戻ってくるとの認識で良いか。

事務局 : その認識の通りである。

会 長 : 委員からの質問に関連して、令和2年度のその他経費で1,800万円以上の経費が計上されており、その他維持管理費の中で最も金額が多い項目となっている。事務局には今後具体的な内訳を示して頂きたい。

また、下水道事業の運営に多くの支出がある事が示されたが、コスト削減等の運営側の努力によって、どれくらいの経費削減が見込んでいるのか。私が下水道事業に携わった経験では、コスト削減を計画上で定めながらも、事業の単価はある程度決まっているため、実際には大幅な削減は実現できなかった。感覚的なもので良いので見込みを教えてください。

事務局 : 会長の仰る通り、経費削減は非常に難しい問題である。維持管理費の削減で例を挙げると、原油高の高騰により今年度の4月～7月の電力費が高騰する前は、吉田町も令和3年9月から電力小売り自由化を活用し、新電力での契約に切り替える事で、年間約100万円の電力費・光熱費の削減を見込んでいた。経費削減が継続できるものが望ましいのは承知しているが、外部要因によって継続が困難となるものもあり、現在も経営努力による経費削減を検討している。

会 長 : 説明資料15/29において人件費を計上しているが、グラフには1人分の給与費しか計上されていないようである。その他の職員の人件費はどこに計上されているのか、説明をお願いしたい。

事務局 : 今年度の下水道事業の担当職員は全体で6名おり、経理や使用料関係等を担当する業務部門の職員が2名、浄化センターや管きよの整備等を担当する工務部門の職員が4名となっている。説明資料15/29に計上されている給与費について業務部門の平均的な職員給与費1名分を計上している。その理由として、業務部門職員の内1名は吉田町の一般会計からの繰入で賄うべきである浄化槽業務を担当していることから、本来は町で見るとべき職員の給与費としているため、維持管理に関わる人件費として業務部門職員1名分を計上している。

会 長 : 業務部門職員1名のみが使用料対象経費に計上されているとの事だったが、工務部門職員4名の人件費については工事予算の中で、減価償却費の対象になっているとの認識で良いか。

事務局 : 工務部門職員の人件費については認識の通りである。下水道事業の会計について、維持管理に関わる会計と工事・資産取得に関わる会計がある。工務部門職員の人件費については工事に関わる経費として計上しているため、使用料対象経費から除外している。

会 長 : 補足説明として、工事関係の経費は下水道施設の資産に計上される。その資産には単純な工事費用だけでなく、施設の設計・整備・工事に関わった職員の人員費も含まれる。その資産額を耐用年数で割り（耐用年数 50 年なら 50 等分）、それを減価償却費として毎年計上していくのである。委員の皆様にも、資産には工事費用のみが計上されている訳ではない事を理解頂きたい。

会 長 : 一旦、10 分間休憩とする。

《休憩 10 分》

議題（3）収支不足額の確認【審議事項】

事務局 : 収支不足額及び使用料改定率の目安について、説明資料 23/29～26/29 により説明を行った。

副会長 : 昨今の情勢から多くの物資が値上げを余儀なくされており、町民の立場からすると財政的に厳しいながらも使用料の値上げは出来るだけ抑えて欲しいと思う。しかし、第 1 回審議会の議事録を拝見し、町長の発言にも少子化・人口減少が進んでいく中で、対策を行わないと健全な下水道事業は成り立たないとの危機感が感じられ、事務局側も同じ危機感を持っていると思う。第 1 回審議会では 1 回目の下水道使用料改定で経費回収率 80%、2 回目の改定で経費回収率 100% を目指すとあったが、今回の説明資料 24/29、25/29 では電気料金の高騰・家計への影響を考慮し経費回収率を約 64%へ修正するとなっていた。

町民としては値上げが抑えられることは喜ばしい事であるが、事業として考えた際に汚水処理ビジョンや、経営戦略で定めた目標よりも低い数値となる。遠藤会長から伺った話では、下水道事業を取り止めるという判断をした自治体もあるとの事だった。それらを考慮し、いつ経費回収率 100%を目指すのか、本当に改定率 30%で良いのかと思う。下水道事業のために吉田町の税金が投入されているとの事だったが、その中には基準内繰入金といずれ無くさなければならぬ基準外繰入金があり、第 1 回審議会では基準外繰入金は約 9,800 万円にもなると示されていた（第 1 回審議会 参考資料 3 図 2-1）。使用料を 30%値上げしても収入として約 2,000 万円の増加にしかならず、基準外繰入金の金額には遠く及ばない。さらに経費も値上がりしているため、改定率 30%では結果的にプラスにならない可能性がある。

現在の吉田町の下水道使用料単価は静岡県内・類似団体から見ても低い傾向にあり、類似団体での比較では平均の 4 割近く低い。現状から 30%の改定を行っても使用料単価が大きく突出する事は無いと見られ、繰り返しになるが 30%の改定

に留めても良いのか疑問である。

もう 1 点として、30%あるいはさらに使用料単価を値上げすると、浄化槽の設置と比較してデメリットが大きくなるのではと思う。コストが浄化槽の方が安いのであれば浄化槽の方が良いと考える住民が増えてしまい、普及率も污水处理ビジョンの目標に届かないと思う。吉田町の政策として、下水道の明確なメリットを示していかないと、今後の普及が進まないと思う。

污水处理ビジョン・経営戦略の策定時から情勢が大きく変化しており、電力費だけでも資料 1 P8 に示す通り令和 4 年度から 800 万円以上の増額が見込まれている。経費だけで使用料増額分が帳消しになる可能性があり、健全な下水道事業の運営を目指すためにも安易に改定率を 30%にするべきでないと思う。

事務局 : 今回、説明資料で示した使用料改定率 30%が下水道事業の運営状況の改善に資するかについては事務局内でも議論が行われており、1 回目の使用料改定として、どの改定率が適正なのかについては事務局をはじめ、委員の皆様にも議論をお願いしたい。

下水道接続のメリットについて、今後下水道に接続して頂く住民の方々にどのようなものを提示できるのか、事務局内で議論を重ね、次回の審議会でお示しする。また使用料の改定だけに頼らない経営状況の改善方法について検討を進めていく。

委員 : 第 2 回審議会に参加するにあたり、污水处理ビジョン・経営戦略策定時から社会情勢が大きく変化しており、下水道使用料単価の値上げは仕方がないと考えていた。資料 1 p 13「今回の使用料改定率について」の項目において、「今回の使用料改定率は、経営戦略策定時の 33%→約 30%にします。」という記述があり、私は電力料金の上昇等を考慮した改定率約 60%にしない事に驚いた。静岡県内の他自治体の改定率と合わせるために 30%にしたと考えたが、本当に改定率 30%で良いのかと副会長と同じ疑問を抱いていた。

私は住吉区の住民であるが、大通りに面した地区では比較的新しい家屋も建設されているが、路地に入ると空き地・空き家、高齢者世帯等が目立つ。東名高速道路の吉田インターチェンジ付近では新しい家屋も建設されているが、神戸地区と大幡地区は下水道整備計画区域から外されたため、収入について今後の施設の老朽化等に対応できるかが不安である。以前、私の自宅前のマンホールを業者が点検していたが、その際に設置から 30 年近く経っていることを聞いた。今回の審議会の感想として、改定率を 30%にしても、またすぐに使用料を改定する事になるのではないかと、今の状況と変わらずに下水道を使い続ける事が出来るのか不安に感じた。

会 長 : 吉田町の下水道事業の経営状況について、維持管理費の約 50%が使用料収入で賄われているが、残りの 50%については基準外繰入金から補填されている。維持管理費を使用料収入で全て賄うためには、使用料単価を 2 倍以上にする必要がある。下水道事業では維持管理費の他に資本費がある。資本費は一般会計からの基準内繰入によって賄われているが、本来は汚水私費の原則により使用料収入から支払われるべき費用である。しかし、資本費は維持管理費よりも金額が大きく、全てを使用料収入で賄うのは現実的では無い。将来の下水道事業の運営方法については町として考えていくべき課題であると思う。水道事業・下水道事業も共に設備を設置し、その費用を料金・使用料から全て回収する事が理想である。しかし、日本の町村規模の下水道では使用料から資本費の 50%程度しか回収できない。資本費の約 50%は補助金として補填できるが残りは地元負担となり、その上維持管理費等が加算される。下水道事業は非常にお金がかかる事業である。吉田町では、使用料単価を 30%増額させ下水道事業の経営改善を進めようとしているが、それと並行して将来の下水道使用料の在り方、下水道事業の運営方針についても考えるべき課題であると思う。

吉田町は一般会計にも余力があり、地方交付税交付金の不交付団体になる可能性がある自治体である。これほどの財政力を持つ自治体ですら、コロナ禍の中で使用料の改定を考えざるを得ないのである。町と住民が互いに理解し合う必要があると考える。

副会長 : 第 1 回審議会の説明資料 15/25 に、静岡県内の団体と吉田町の類似団体で下水道使用料単価をまとめた表グラフあったが、使用料改定率を 30%とした場合、静岡県内で使用料単価の順位はどれくらいになるのか。また、経費回収率も同様に回収率 64.2%とした場合、順位はどれくらいになるのか。吉田町は使用料単価が静岡県内で 26/29 位、経費回収率も静岡県内で 27/29 位であり、使用料改定率を 30%としても県内で突出することは無いと考えられる。使用料改定率 30%も上げ幅としては大きいですが、元々の使用料単価が低いため、財政から考えると改定率 30%で良いのか疑問に残る。使用料改定率 30%、40%、50%、60%とした場合で使用料単価、経費回収率を静岡県内・類似団体と比較し、適切な改定率を定めるべきだと思う。

また、変更後の下水道使用料が浄化槽の設置費用・維持管理費を超えてないか確認する必要があると考えられる。昨今の物価の上昇に合わせて改定率を 30%とするのであれば、丁寧に資料を作りこむ必要も無いのに加え、基準外繰入金の解消にも繋がらないと思う。

事務局 : 第 1 回審議会の説明資料 15/25、資料 1 p 9 に示す通り、吉田町の使用料単価は

令和2年度で97.8円であり、使用料単価を30%値上げした場合、使用料単価は約130円となる見込みである。静岡県内の自治体と比較すると藤枝市・島田市と同じ水準になり、県内ランクではおおよそ中央値となる見込みである。

副会長 : 類似団体ではどれくらいの順位となるのか。

事務局 : 類似団体での順位は後日改めて算出し、報告する。

副会長 : 経費回収率では静岡県内でどれくらいの水準になるのか。焼津市と同じ水準となる認識でよいか。

事務局 : 経費回収率についても後日改めて算出し、報告する。

副会長 : 改定率30%と聞くと非常に大きな値上げに聞こえるが、町民の皆様は納得して頂くためには改定後の静岡県内・類似団体と比較を行い、それを妥当とする根拠が必要であると思う。30%の改定では一般会計からの基準外繰入金9,800万円の削減はどこまでに留まるのか、吉田町の財務状況を踏まえながら説明し、改定率を30%、35%あるいは40%と検討するべきではないかと思う。今後もさらに改定を行う必要があるのなら、30%に拘らずに検討を行い、その根拠として、県内の他自治体・類似団体との比較、浄化槽設置との費用比較を示す必要があると思う。資料自体はとても分かりやすいが、そのような比較や根拠が無かったことに勿体無さを感じた。

委員 : 副会長のお話があったように、第1回審議会の説明資料15/25をベースにして、改定率をそれぞれ30%、35%、40%、60%とした場合の他自治体と使用料単価・経費回収率を比較した表・グラフがあると非常に分かりやすいと思う。例えば35%の場合では収入が具体的にどれくらい増加するのか、1世帯当たりの増加負担額を示せば感覚的に理解し易いのではないか。30%と聞くと大きな増額となるが、元が200円の品物ならば増額後は260円である。元の使用料が安いのであれば、そのような考え方の方が分かりやすいと思う。事務局には第3回審議会で資料の準備をお願いしたい。

事務局 : 今回頂いた意見を参考に、委員の皆様にご判断いただける資料を次回の審議会に向けて作成する。

副会長 : 使用料改定率は30%で確定させるのか。

事務局 : 使用料改定率 30%は事務局からの案であり確定値ではない。次回審議会時に改定使用料体系についてご審議頂く予定である。

副会長 : 使用料改定率について、30%では反対意見を持つ方もいる可能性があり、例え 20%でも同様である。多くの意見がある中で、適切な使用料改定率の判断材料とするためにも上記の根拠資料の作成を事務局に依頼する。

事務局 : 資料については深澤委員からの提案の通り、第 1 回審議会の説明資料 15/25 をベースに使用料改定後の単価・経費回収率の静岡県内・類似団体との比較、収入の増加額と 1 世帯あたりの負担額についてまとめ、資料として提示する。

委員 : 委員の皆様が納得できるような資料の作成をお願いします。

会長 : 委員の皆様から様々な意見が出されたが、改定率が定まらなると使用料体系の議論に進む事ができない。また、次回の審議会は 11 月の開催になることから、事務局に今回の審議会に出た課題についてここ 1 ヶ月くらいでまとめて各委員へ郵送を依頼する。委員の皆様も下水道事業について理解が進み、「この現状を変えなくてはならない」という意思を各委員が強く持つようになったと思う。今回の審議会でも問題の核心に迫る議論が行われ、嬉しく思う。

私は静岡県富士市でも下水道事業の審議会委員を務めているが、そこでの事例を紹介しようと思う。富士市でも使用料改定についての議論が行われ、改定額について 3 つのパターンが示された。その際に改定後の金額について静岡県内での比較も示されており、吉田町でも改定後の使用料について、静岡県内の自治体との比較は気になるものであると思う。県内で極端に使用料単価が大きくなると反対意見が多くなると思うが、ここまでなら許容範囲であるとの金額を判断材料として示す必要があると思う。

基準外繰入金金の解消には改定率 30%では足りないため、今後も使用料改定の議論を続けなければならぬ。今回はその第 1 弾であり、まだ先があることを町民の方にも理解して頂く必要がある。コロナ禍の中でも下水道事業の健全な運営のために使用料を見直せざるを得ない。以上から、検討の判断材料として 9 月に上記資料の郵送を事務局へ繰り返し依頼する。

事務局 : 多数のご意見を頂き感謝申し上げます。ご依頼頂いた資料について、早期にお示しできるよう事務局内で作成する。

委員 : 使用料改定率について、副会長から説明資料 25/29 で改定率を 30%と記載され

ていることの妥当性を検討するために、より詳細な複数の値上幅に基づく説明が欲しいという意見が出たことは大切なポイントだと思う。きちんと検討することで、今後に改定率についての承認が上手く得られるのではないかと思う。

議題（４）次回審議会の予定【審議事項】

事務局 : 次回審議会の予定について説明資料 27/29、28/29 を基に説明を行った。次回審議会は11月下旬の開催を予定しているが、今回頂いた意見について改めて事務局内で検討し、改定率・経費回収率などの値が望ましいかを委員の皆様の意見を交えながらまとめていく。第3回審議会では以上を踏まえ、改定率を基に具体的な使用料金額・体系についてご審議頂く。開催日程については日程が決まり次第改めて連絡する。

議事（４）（質疑・応答など）

会長 : 本日の審議内容全体を通して質問等があればお願いする。
委員より質疑は無かった。

事務局 : 下水道事業に関連して吉田浄化センター見学会の案内を行った。

議題（５）閉会

事務局 : 第2回審議会終了の挨拶

以上